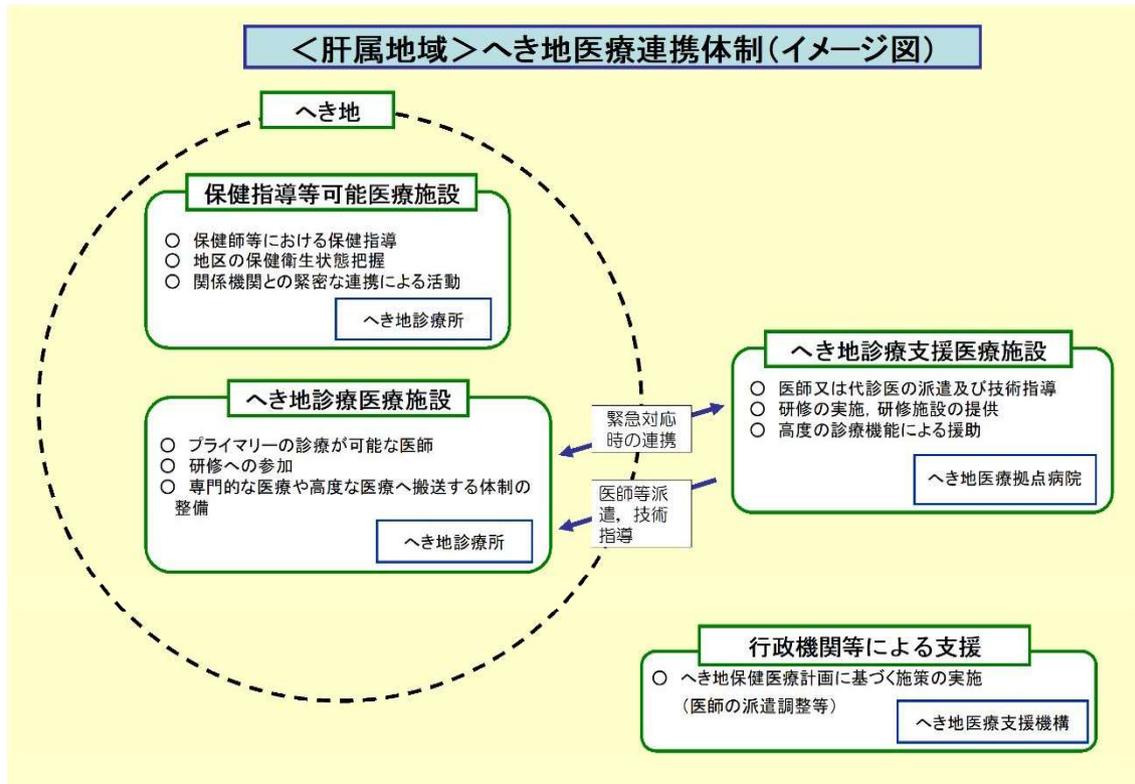


へき地医療の医療連携体制



[大隅地域振興局作成]

へき地医療の医療機能基準

- 保健指導等可能医療施設**
- ・ 保健師等による保健指導の実施
 - ・ 地区の保健衛生状態の把握
 - ・ 保健指導を担う関係機関との緊密な連携に基づく地区の実情に応じた活動
- へき地診療医療施設**
- ・ プライマリケアの診療が可能な医師
 - ・ へき地医療拠点病院等における研修への参加
 - ・ 専門的な医療や高度な医療へ搬送する体制の整備
- へき地診療支援医療施設 (へき地医療拠点病院)**
- ・ へき地診療所への代診医等の派遣及び技術指導
 - ・ へき地の医療従事者に対する研修の実施, 研修施設の提供
 - ・ 高度医療の実施が必要な場合, へき地診療所と連携した適切な医療の提供

[大隅地域振興局作成]